

令和 2 年 4 月 1 日

自動車局安全・環境基準課

国際基準 (WLTP) に基づく燃費測定を義務化！

～ 燃料電池自動車の燃費測定義務も追加されます ～

道路運送車両の保安基準等を改正し、国際基準 (WLTP) に基づく燃費・電費測定を義務化しました。本改正により、燃料電池自動車や電気自動車についても自動車同士の環境性能を国際基準によって比較することができるようになり、より環境性能の優れた自動車の選択が可能となります。

今般、より環境性能の優れた自動車の選択を促すため、燃費の測定に関する保安基準 (第 8 条) 等について以下の改正を行いました。

- ① 水素を燃料として走行する燃料電池自動車について、これまでは燃費の計測が義務付けられていなかったところですが、昨年 6 月の国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム (WP29) 第 178 回会合において燃費試験法の国際基準 (WLTP[※]) の改正が採択されたことを踏まえ、今後販売される燃料電池自動車については、国際基準 (WLTP) による水素の燃費 (km/kg) の測定を新たに義務付けます。これにより、水素の燃費が燃料電池自動車の諸元表に記載されることになり、燃料電池自動車同士の環境性能を比較できるようになります。
- ② 2030 年度乗用車燃費基準では燃費測定法について国際基準 (WLTP) に基づく測定法 (WLTC モード法) を採用したことを受け、従来 JC08 モード法での計測も許容されていた電気自動車の電費 (Wh/km) についても、ガソリン乗用車等と同様に、国際基準 (WLTP) により測定することを義務付け、WLTP の更なる普及を図ります。

※WLTP : Worldwide harmonized Light vehicle Test Procedure (国際調和排出ガス・燃費試験法)

1. 改正概要

- 道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号)
 - (①関係) 燃料電池自動車の水素の燃費について、告示で定める方法 (WLTC モード法) により測定しなければならないことを定めます。
- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 619 号)
 - ・ (①関係) 保安基準で定める燃料電池自動車の水素の燃費の測定について、WLTC モード法としなければならないことを定めます。
 - ・ (②関係) 保安基準で定める電気自動車の電費の測定について、WLTC モード法としなければならないことを定めます。

2. 公布・施行

公布・施行 : 4 月 1 日 (本日)

【問い合わせ先】

自動車局安全・環境基準課 河野・大江
代表 : 03-5253-8111 (内線 42514)
直通 : 03-5253-8604
FAX : 03-5253-1636